

電力買取料金メニュー定義書

【太陽光買取プラン】

宇都宮ライトパワー株式会社

2024年4月1日実施

目次

1	適用期日	3
2	定義	3
3	適用条件	3
4	電力量料金単価	3
5	料金計算方法	4
6	電力買取料金の支払期日等	4
7	適用期間	5
8	太陽光買取プランの定義書の変更および廃止	5

電力買取料金メニュー定義書【太陽光買取プラン】（以下「太陽光買取プランの定義書」といいます。）は、当社の太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「電力受給契約要綱」といいます。）にもとづき発電者から当社が電力を受電するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、太陽光買取プランの定義書に定める単価等の料金やその金額は、全て非化石価値等および消費税等相当額を含みます。

1 適用期日

太陽光買取プランの定義書は、2024年4月1日より適用します。

2 定義

次の言葉は、太陽光買取プランの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電力受給契約要綱に定義される言葉は、太陽光買取プランの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 支払い金額

算定された1か月の料金を複数月分まとめ、直後の支払期日までに当社が支払う金額をいいます。

3 適用条件

太陽光買取プランの定義書にもとづく電力買取料金メニュー（以下「太陽光買取プラン」といいます。）は、電力受給契約要綱にもとづき、発電者が再生可能エネルギー買取制度を満了した太陽光発電、または再生可能エネルギー買取制度を利用しない太陽光発電、を連系し、自ら消費する電力を除いた電力を当社に供給し、当社がこれを受電する場合のメニューとします。

4 電力量料金単価

1か月の電力量料金の単価は、電力受給契約要綱 18（受給電力量の算定等）（1）に定める当月の受給電力量により、次のとおりとします。

1キロワット時につき	11.0円
------------	-------

5 料金計算方法

電力買取料金の計算は、次のとおりとします。

$$\text{電力買取料金} = \text{受給電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

6 電力買取料金の支払期日等

- (1) 発電者に支払う電力買取料金は、支払い金額を確定させたくうえで支払期日までに支払います。
- (2) 支払方法は、電力受給契約要綱 20（料金の支払方法）によります。
- (3) 支払い金額の確定は以下の通りとします。
 - ① 当社は、当該料金を以下に定める期日で確定させ、年 1 回支払います。
 - ・ 5 月～翌年 4 月分の電力料金 6 月末日支払い初回の支払い金額は、受給開始日の属する月を 1 か月目とし、4 月末日までの算定された料金を合算し、支払い金額として確定させます。以降、算定された 1 か月の料金を合算し、支払い金額として確定させます。ただし、電力受給契約要綱 7（受給契約の成立、契約期間および違約金）(2) に定める契約期間の解約に伴う料金については、次項(4) の支払期日に準ずるものとします。
 - ② 適用される電力買取料金メニューが変更となる場合は、変更月以降は変更後の料金メニューを適用のうえ、別段の定めがない限り、引き続き上記の方法で合算し、支払い金額として確定させます。
 - ③ 電力受給契約を解約または廃止等により消滅した場合は、消滅前の電力受給契約による料金のうち、お支払いしていないもの全額を支払い金額として確定させます。なお、電力受給契約要綱 7（受給契約の成立、契約期間および違約金）(3) に該当する場合は、最終受給月の料金と併せて清算するものとします。
- (4) 支払期日は、支払い金額の確定に用いた最後の計量日が属する月の、翌々月末日とします。
- (5) (4) の支払期日が日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 1 月 4 日、5 月 1 日、12 月 29 日および 12 月 30 日（以下「当社が定める休日」といいます。）の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期日とします。

7 適用期間

- (1) 太陽光買取プランの適用開始日は、電力受給契約要綱 6(1) (受給契約の申込み) に定める受給契約のお申込みの場合には、電力受給契約要綱 10 (電力受給の開始) (1)に定める受給開始日とします。
- (2) 太陽光プランの適用期間は、(1)に定める適用開始日から満2年となる日までといたします。
- (3) 太陽光プランの適用終了日は、電気受給契約要綱 27 (発電者からの受給契約の解約) に定める期間に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合に限り、(2)の適用期間満了日の翌日から契約期間が1年となり、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合において、受給条件が変更となるときは、受給条件の説明等を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

受給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。

8 太陽光買取プランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、太陽光買取プランの定義書を変更する場合には、電力受給契約要綱 4(要綱等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、太陽光買取プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

以上